

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

（基本情報）

地方公共団体名	神奈川県大和市
事業計画名	「人」・「まち」・「社会」を「健康」に ～「健康都市やまと」の持続可能な地域脱炭素まちづくり事業計画～
事業計画の期間	令和5年度～令和10年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

(1) 目指す地域脱炭素の姿

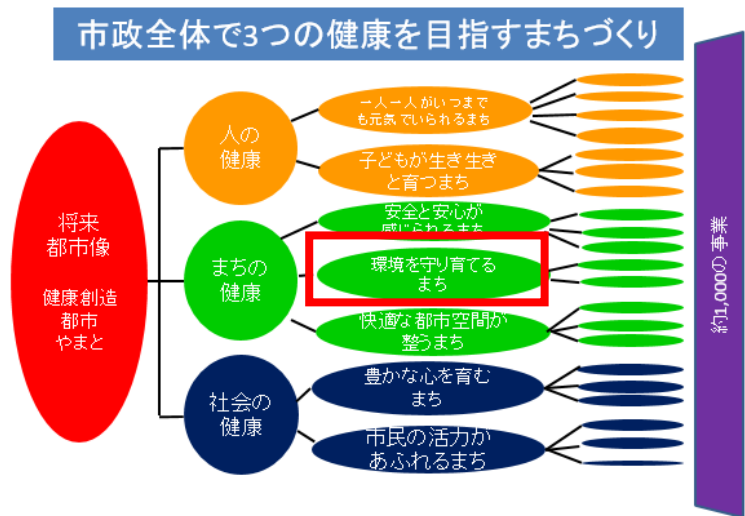
大和市は神奈川県のほぼ中央に位置しています。人口は24万人を超えて増加し続けており、令和3年度には全国市町村で8番目の増加でした。市域27.09km²の人口稠密な都市で、人口密度は8,932人/km²と、神奈川県内では川崎市に次いで2番目、横浜市よりも高くなっています。鉄道3路線（小田急江ノ島線、東急田園都市線、相模鉄道）とともに、東名高速道路と国道246号、16号及び467号が通る、首都圏の交通の要衝でもあります。



本市は平成20年以来、世界保健機関（WHO）の考えを踏まえ、「健康都市やまと」の街づくりを推進しています。

WHOは、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」（「WHO憲章」1948年）という考えから、医療や福祉のみならず、経済、教育、そして自然・都市環境などの全てを通じて「到達しうる最高基準の健康を享有すること」をめざしてきました。この考えは、WHOの「健康都市」（“Healthy City”）、「ヘルス・プロモーション」（“Health Promotion”）、「全ての政策で健康を」（“Health in All Policies”）といった取り組みのみならず、国連「国際人間環境会議」（1972年）に始まる地球環境保護の動き、さらには国連「持続可能な開発目標」（SDGs）の源流ともされています。

大和市では、こうしたWHOの「健康」、「健康都市」、「全ての政策で健康を」の考えを踏まえ、平成21年以来、「健康都市やまと」としての取り組みを進めてきています。市政の全分野・全事業にわたり、「人の健康」、「まちの健康」、「社会の健康」の3つの「健康」を目指した施策を、多様な形で展開してきました。



「健康都市やまと」の総合的なまちづくりの取組として、例えば「外出したくなる街づくり」が挙げられます。本市では、家にこもらず心身ともに健康な日々を送れるようにするために、買い物やお出かけの足であるコミュニティバス網の充実や、自転車専用レーンやシェアサイクルの導入による自転車利用の促進、お出かけ先としての図書館や子育て施設、公園の充実などを図ってきました。



込み入った住宅街も走る
コミュニティバス「やまとんGO」



「図書館城下町やまと」の
文化創造拠点シリウス



ピークカット機能など先進的な蓄電池システム
(近隣市メーカー製)を導入したポラリス



太陽光46kWと蓄電池38kWhを
備えたやまと公園休憩所

また、市民の皆様のご協力をいただきながら、有料戸別収集、分別リサイクルの徹底などの取り組みを進めてきており、2021年度には容器包装プラスチックのごみ焼却施設でのサーマル活用も取りやめ、全量再資源化を実現しました。この結果、市事務事業におけるごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量は、2013年度から2021年度にかけて55.7%削減されています。

こうした多分野にまたがる複合的・総合的な政策展開による「健康都市」の街づくりは、WHO第9回ヘルス・プロモーション国際大会(2016年・中国)などの国際大会での発表や世界銀行での事例紹介、フィリピン、モンゴル、マレーシア三か国やシンガポールからの視察、厚生労働省や西太平洋地域の国際ネットワークである「健康都市連合」など国内外での各種受賞や国内外主要メディアでの報道など、様々な方面でご評価をいただけてきたところです。

このような「健康都市やまと」として、地球温暖化と急激な気候変動による危機を乗り越え、市民が「健康」に暮らせる命あふれる地球と大和を未来へとつないでいくため、本市は令和4年4月に「大和市気候非常事態宣言」を、「大和市地球温暖化対策実行計画」全面改定と同時に行いました。

さらに市民・事業者の意識変容と行動変容に向けて、同年の夏休みに市内の小学5年生に対して同宣言のロゴマークの作成を呼びかけました。710人の児童が呼びかけに答えて制作し、令和5年2月1日の市制記念日に最優秀作品をロゴマークとして公表。本市が把握する限り、日本初の気候非常事態宣言・カーボンニュートラルに関するロゴマークとして、今後活用していく方針です。

大和市気候非常事態宣言

近年の世界的な気候変動は、記録的な猛暑、大型台風、集中豪雨の頻発など、もはや危機と呼ぶべき域に達しています。

この要因とされる地球温暖化について、我が国をはじめとする世界各国は、2015年のパリ協定以来温室効果ガス排出量の削減について目標を掲げ取組を進めてきましたが一刻の猶予も許さぬ地球温暖化の進行の中、より一層の削減強化を表明しているところです。



地球温暖化による危機を乗り越え生命あふれる地球と大和を未来へとつないでいくため、今この時代に生きる私たち一人ひとりが、具体的かつ持続的に行動することが必要です。

本市は、人にも環境にも優しい持続可能なまちづくりを進め、2050年度までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現を市民、事業者、国及び他自治体などと密接に連携・協力しながら目指すとともに、地球温暖化の中で生じ得る影響から市民を守る施策をより一層推進することを決意し、ここに気候非常事態を宣言します。



令和4年4月1日
大和市長 大木 哲

詳しくはこちらをご覧ください



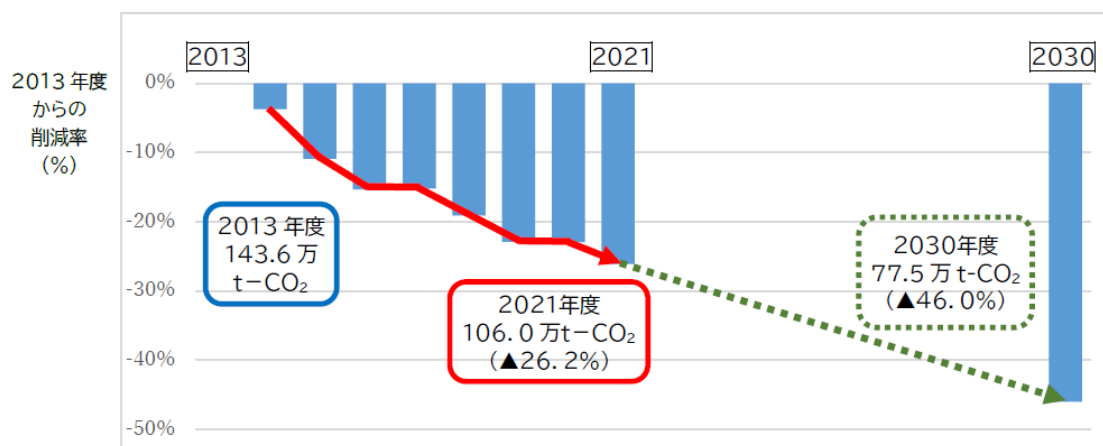
お問い合わせ：大和市環境総務課 046-260-5493



市イベントキャラクター「ヤマトン」を基に、市内小学5年生が制作した宣言のロゴマーク（令和5年2月）

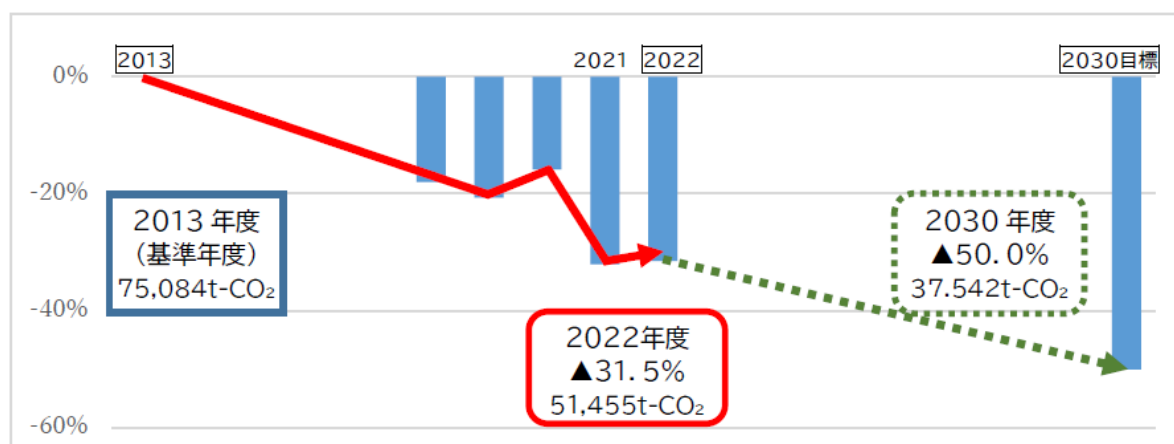
「大和市気候非常事態宣言」（令和4年4月）

「健康都市やまと」の総合的なまちづくりの一つの成果として、大和市の温室効果ガス排出削減状況（基準年：2013年度）は、全国と比較しても順調に進んでいます。



区域全体では、2013年度から2021年度までの7年間で26.2%が削減されています（全国は同20.3%です）。2020年度の2013年度比23.2%削減から前進しています。

今後2030年度までの9年間で19.8%を削減していくこととなります。これはそれまでの8年間（年平均3.3%削減）よりも緩やかな削減カーブ（年平均2.2%削減）となります。太陽光発電や蓄電池の設置による家庭や事業所における再エネ導入を進めるとともに、住宅の断熱性能を向上させるリフォームによるエネルギー消費量の削減を進める必要があります。



【本市事務事業：温室効果ガス排出量 2013年度比削減率】

また、市事務事業では、2013年度から2022年度までに31.5%が削減されています。政府や他自治体との比べ、削減が進んでいます。

本市事務事業による温室効果ガス排出量の約半分をごみ焼却が占めていますが、容器包装プラスチックを焼却からほぼ全量リサイクルにしたことにより、焼却処分による排出量は2019年度までに約4割削減されています。

本市は平成15年度以来、133市施設のうち25%にあたる34施設に太陽光発電設備を設置してきました。2030年度までにさらに33施設に設置することで、市施設の50%以上への設置という国及び市目標を早期に実現したいと考えています。

その際には、まずコミセンと小中学校の全館への太陽光発電設置を完了することにより、福祉避難所のほぼ全てと、県立高校を除く全ての避難生活施設（指定避難所兼指定緊急避難場所）への設置を完了したいと考えています。そのため、太陽光発電設備と蓄電池の設置を、設置面積を多くとれる避難施設のみでなく設置可能面積の小さい避難施設でも、加速していきたいと考えております。

また市施設全ての照明のLED化を早期に実現することで、消費電力を大幅に削減したいと考えています。

さらに、市事務事業の温室効果排出量の約1/4を占める下水道処理施設については、下水汚泥バイオマス発電の導入や、下水汚泥焼却に代わる固形肥料化、電力消費の少ない最新設備への切り替えなどによる脱炭素化について、準備を進めているところです。

（2）改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

本市は令和4年4月、「大和市気候非常事態宣言」を行うとともに「大和市地球温暖化対策実行計画」を全面的に改定し、人にも環境にも優しい持続可能なまちづくりを進めていくための地域脱炭素施策の方向性と、数字に裏打ちされた具体的な方針を、打ち出しました。

従前の温室効果ガス排出量削減目標を大幅に見直し、長期目標として「2050年カーボンニュートラル社会の実現」を、そしてそのための中期目標として「2030年度までに2013年度比で区域46%・市事務事業50%削減」を新たに定めました。

また、区域施策編、事務事業編それぞれ、削減のための具体的な施策とそれらの実施により削減される排出量とを示しています。削減される排出量は、市のデータや国等の各種統計を基に、国「地球温暖化対策計画」算定手法マニュアルを踏まえて算定しています。

（3）促進区域

本市は「大和市環境基本計画」（平成30年度～令和9年度）の改定を予定しています。その過程において、「大和市環境審議会」の審議を経て、「大和市再エネ導入促進区域計画」の策定を検討します。

2. 重点対策加速化事業の取組

(1) 本計画の目標

本市では区域の温室効果ガス排出量について、「2030年度までの2013年度比46%削減」に向けて、2020年度（最新値）から330,171t-CO₂（2013年度比22.6%分）削減することを目指しています。本計画ではそのうち1,769t-CO₂を削減することになります。

(本計画の目標等)

① 温室効果ガス排出量の削減目標	1,746 トン-CO ₂ 削減/年
② 再生可能エネルギー導入目標	2,705kW
(内訳) ・太陽光発電設備 ・風力発電設備 ・中水力発電設備 ・バイオマス発電設備	2,705kW kW kW kW
③その他地域課題の解決等の目標	以下の手法による「エネルギー起源CO ₂ 排出量」の削減： ・既存住宅の断熱改修補助による家庭部門の排出量削減 （戸建16軒、集合住宅35件） ・33市施設への太陽光・蓄電池導入（リース方式）により、2028年度までに市施設の50%に太陽光発電を設置完了。 ・24市施設のLED化（リース方式）
④総事業費	1,202,032千円 （うち交付対象事業費1,202,029千円）
⑤交付限度額	615,536千円
⑥交付金の費用効率性	22,102円/トン-CO ₂

(2) 申請事業

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業	30件、150kW
	蓄電池の市民向け間接補助事業	30件、150kWh
令和6年度	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業	23件、115kW
	蓄電池の市民向け間接補助事業	23件、115kWh
令和7年度	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業	45件、225kW
	蓄電池の市民向け間接補助事業	45件、225kWh
	市公共施設への太陽光発電導入（リース方式）	4件、20kW
	市公共施設への蓄電池導入（リース方式）	4件、20kWh
令和8年度	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業	86件、430kW
	蓄電池の市民向け間接補助事業	86件、430kWh
	市公共施設への太陽光発電導入（リース方式）	6件、30kW
	市公共施設への蓄電池導入（リース方式）	6件、30kWh
令和9年度	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業	164件、820kW
	蓄電池の市民向け間接補助事業	164件、820kWh
	市公共施設への太陽光発電導入（リース方式）	10件、100kW
	市公共施設への蓄電池導入（リース方式）	10件、100kWh

令和10年度	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 蓄電池の市民向け間接補助事業 市公共施設への太陽光発電導入（リース方式） 市公共施設への蓄電池導入（リース方式）	138件、690kW 138件、690kWh 13件、120kW 13件、120kWh
合計	太陽光発電設備の市民向け間接補助事業 蓄電池の市民向け間接補助事業 市公共施設への太陽光発電導入（リース方式） 市公共施設への蓄電池導入（リース方式）	486件、2,430kW 490件、2,430kWh 33件、275kW 33件、275kWh

②地域共生・地域裨益型再エネの立地

(なし)

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

令和6年度	市施設にLED照明導入（調光型・リース方式）	1施設
令和7年度	市施設にLED照明導入（調光型・リース方式）	1施設
令和8年度	市施設にLED照明導入（調光型・リース方式）	22施設
合計	市施設にLED照明導入（調光型・リース方式）	24施設

④住宅・建築物の省エネ性能等の向上

令和6年度	既設住宅断熱改修(戸建て・国庫間接補助)	2戸
	既設住宅断熱改修(集合住宅・国庫間接補助)	4戸
令和7年度	既設住宅断熱改修(戸建て・国庫間接補助)	2戸
	既設住宅断熱改修(集合住宅・国庫間接補助)	5戸
令和8年度	既設住宅断熱改修(戸建て・国庫間接補助)	4戸
	既設住宅断熱改修(集合住宅・国庫間接補助)	7戸
令和9年度	既設住宅断熱改修(戸建て・国庫間接補助)	4戸
	既設住宅断熱改修(集合住宅・国庫間接補助)	9戸
令和10年度	既設住宅断熱改修(戸建て・国庫間接補助)	4戸
	既設住宅断熱改修(集合住宅・国庫間接補助)	10戸
合計	既設住宅断熱改修(戸建て・国庫間接補助)	16戸
	既設住宅断熱改修(集合住宅・国庫間接補助)	35戸

(3) 事業実施における創意工夫

家庭部門においては、「自家消費型」の太陽光発電設備と蓄電池の普及に努めていきます。一方、本市の従来の補助ではFITの太陽光発電設備・蓄電池の設置やエネファームなど、国庫補助の対象でないセクターへの補助を行っています。太陽光発電の最大限の普及に向けて、市民の多様なニーズに丁寧に応えながら住宅用太陽光発電設備の最大限の普及を図ってまいりたいと考えています。

また、エネルギーの供給量だけでなく、使用量についても考えることが重要です。住宅断熱は、エネルギー使用量を抑えるとともに、快適な住環境をもたらします。新築住宅（年80～90万戸）

においては ZEH が標準化されていきますが、既設住宅（約 6,240 万戸）における省エネ改修は、全国的にもなかなか進んでおらず、家庭部門における温室効果ガス削減の重要な課題の一つとされているところです。市内における既設住宅の省エネ改修の普及に向けて、本計画により市として積極的に支援に乗り出せればと考えています。

市事務事業では、平成 15 年度以来、市 133 施設のうち 4 分の 1 にあたる 33 施設に太陽光発電設備（計 263kW）を設置しています。市計画及び政府計画に基づき、本計画により 33 施設に第三者所有方式で設置することで、2030 年度を待たずに市施設の半分に設置完了という目標の達成となります。

その際、まず避難施設であるコミセンと小中学校の全館への太陽光発電設置を完了するなど、福祉避難所のほぼ全てと県立高校を除く全ての避難生活施設（指定避難所兼指定緊急避難場所）への設置を終えたいと考えております。そのためには、太陽光発電設備を、設置面積を多くとれる避難施設のみでなく設置可能面積の小さい避難施設へも設置を進めていく必要があり、リース方式の活用など、事業者との検討にとりかかっているところです。

また、蓄電池も災害時レジリエンスの観点からこれまで 17 施設（計 136kWh）に設置していますが、来るべき大震災に備え、本計画により 50 施設への設置を完了します。

市施設の LED 照明導入については、24 施設についての計画としています。

なお、市施設における太陽光と蓄電池の設置及び LED 化については、複数施設について一括して PPA ないしリースの契約を結ぶことで、スケールメリットを出し、事業費の低減を図ります。

（4）事業実施による波及効果

本事業による区域における直接的な削減効果そのものは、「大和市地球温暖化対策実行計画」の区域削減目標（「2030 年度までに 2013 年度比 46%削減」。約 61 万 t-CO₂相当）のうち年 1,746 t-CO₂ と限定的なものとなります。

しかし、市民と市内事業者の意識と行動の変容を生み出す素として、重要な役割を担います。国の試算手法に則ると、本市の民生部門の電力による温室効果ガス排出量の実質ゼロを実現するには、9,600 億円から 2 兆 4,000 億円の民間・公共設備投資が必要だとされます（一方、19,200～43,200 人の雇用効果があるとされます）。電力以外にも、自動車や脱炭素社会における循環型社会の構築など様々な分野において、イノベーションとその社会実装が必要です。

本市においてこうした経済・社会の大きな変動を引き起こす端緒としての役割を担うのが、本計画の事業であると考えます。

それと同時に、市民・事業者の意識と行動の変容を生み出すうえでは、有識者を招いての講演イベントの実施や、日々の脱炭素の取組の効果を「見える化」するナッジの手法も重要です。本市では、著名な科学者や専門家などの講演会も実施することで、市民や事業者への波及効果を図っていきたいと考えています。小中学生とそこご家庭を対象に、夏休みの脱炭素の取組の効果を「見える化」する「大和市かんきょうノート」を平成 15 年度以来行ってきておりますが、事業者と連携し

てナッジの手法なども取り入れながら、今後さらなる「見える化」に努めていきたいと考えています。

一方、市事務事業においては、市施設の半数への太陽光・蓄電池の導入や、市全施設のLED化に向けて、野心的なペースで実現可能性の高い計画を進めてまいります。さらに、本事業と併せて下水道処理施設の脱炭素化やプラスチックごみの3Rなどの取組を進めることにより、2030年度までの市事務事業「2013年度比50%削減」達成は、十分見込めるものと考えております。

こうした進展は、2030年度目標が現実的に達成できるのだという実例を示すことで、市民・事業者を意識と行動変容を促す上でも、重要な役割を持つものであると考えております。

(5) 推進体制

①地方公共団体内部での推進体制

【環境管理委員会】(事務局：環境総務課)

最高責任者： 市長

委員長： 主管副市長

委員： 各部部长

本市では平成11年度に「大和市役所庁内環境マネジメント実施要綱」を策定して以来、ISO14001(平成14～19年度)と「やまとEMS」(平成20年度～)による事務事業の省エネ・温暖化対策に取り組んでいます。環境管理委員会は、省エネや脱炭素など庁内の環境配慮行動の推進を担っています。

本重点対策加速化事業の推進にあたっては、同委員会の下部組織である総務課長会議を通じて庁内での発信と意見集約を行います。また、市施設のLED化、太陽光発電導入やEV導入などについては、関係各課会議を開催します。

②地方公共団体外部との連携体制

(1) 住民参加

【大和市環境審議会】委員：有識者、市内各団体、事業者、公募市民(事務局：環境総務課)

【パブリックコメント】

本市では平成9年に「大和市環境を守り育てる基本条例」を制定し、「大和市環境審議会」において市民や有識者、団体関係者、事業者の皆様のご意見、ご審議、ご諮問をいただいております。また、必要に応じてパブリックコメントを行っています。

令和4年度の「大和市地球温暖化対策実行計画」全面改定や、令和5年度に予定している「大和市環境基本計画」中間見直し及び「大和市再エネ促進区域計画」制定についても「大和市環境審議会」の審議を経た上で、必要に応じてパブリックコメントを実施していきます。

(2) 事業者等との連携

地域脱炭素事業の推進には、事業者の様々な手法を取り入れることが不可欠です。また事業者にとっても、基礎自治体の知見は様々な形で役立ち得るものと考えています。

本市では、これまでも様々な事業者、金融機関、団体、学術関連等との意見交換を行ってきているところです。特に令和3年11月の環境省「地域脱炭素ネットワーク」参加以降、各事業者との意見交換が本格化しつつあるところです。

こうした中で、環境総務課のみでなく市内の幅広い部署にも呼び掛け、事業者と関係各部署の間の合同説明会を開催することで、知見を市内に広げるとともに、市内・事業者それぞれの情報交換を活発にすることで、脱炭素ニーズの掘り起こしと事業としての具体化を図っています。

【やまとの環境をよくする会】（事務局：みどり公園課）

大和市内にある工場・事業所等で組織されている環境保全団体です。公害の未然防止や工場等の緑化の推進を通じて、快適な環境を創造し、うるおいのあるまちづくりに努め、豊かな自然の保護に寄与することを目的として活動しています。

「環境保全講習会」(令和5年2月)において本市における地域脱炭素について講演を行い、意見交換を行うなど、電力会社を含めた各事業者との連携の場として機能します。

(3) 国・他自治体との連携

環境省の「地域脱炭素ネットワーク」や、神奈川県内の自治体・事業者間の意見交換の場である「地域脱炭素ネットワーク」など、様々な場を活用して、国や他自治体との連携を進めます。

3. その他

(1) 財政力指数

令和3年度 大和市財政力指数 0.96

(2) 地域特例

該当地域：なし

該当事業：なし